

ハラスメント への対策は 充分 ですか？

✓ パワハラ



上司や同僚から、必要以上に長時間にわたって怒鳴る、侮辱するなどの叱責を受けた。
8人に1人発生！^{※1}

✓ モラハラ

(モラルハラスメント)



業務に関する指示をしても部下に集団で無視されるなど、執拗な嫌がらせを受けた。

✓ セクハラ

同僚から性的な嫌がらせを受け、出勤できなくなった。



10人に1人発生！^{※1}

✓ カスハラ

(カスタマーハラスメント)



7人に1人発生！^{※1}

従業員の態度が悪いことを理由に、お客さまから土下座などの過度な謝罪を要求された。

✓ マタハラ・ケアハラ

(マタニティハラスメント・ケアハラスメント)

休暇



4人に1人発生！^{※1※2}

従業員が育児休暇や介護休暇の申請をしたところ、上司から「休暇の取得は認めない」と言われた。

✓ 第三者 ハラスメント



自社の役員が取引先の従業員に対して、暴言を吐く等の嫌がらせを行った。

これらの行為の発生により、会社が管理責任を問われ訴えられた場合の

法律上の
損害賠償金

¥

や

争訟
費用等



を補償します！

補償内容は裏面をご参照ください →

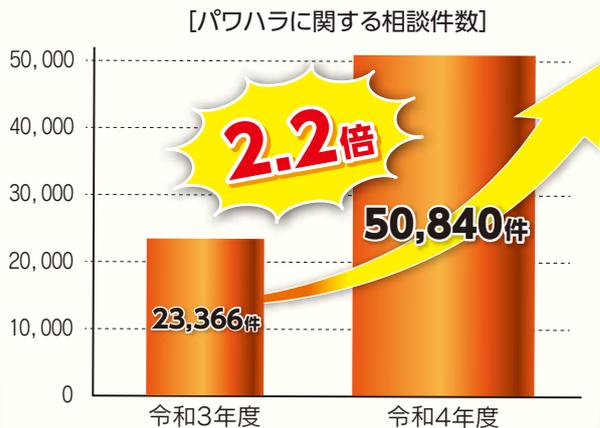
※1 出典：令和2年度厚生労働省委託事業「職場のハラスメントに関する実態調査」報告書より弊社にて算出
※2 男性の育児休業等のハラスメントを含みます

『雇用関連賠償責任補償特約条項』では
 侵害行為(ハラスメント行為等)に起因する『損害賠償金』や『争訟費用』等が補償されます。

パワハラに関する相談件数の推移

労働施策総合推進法(通称:パワハラ防止法)の改正により、中小企業でもパワーハラスメント対策が義務化されました。これを受け、相談件数は約2.2倍になっています。

年々増加する雇用トラブルに
 『雇用関連賠償責任補償特約条項』
 で備えましょう!



出典:厚生労働省「令和4年度 雇用環境・均等部(室)における法施行状況について」

補償内容

補償対象者^(※1)に対する侵害行為によって発生した次の事由に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用等)を補償します。

- (1) 補償対象者^(※1)の精神的苦痛またはこれらの者の名誉もしくはプライバシーの侵害
 (2) 雇用上の権利の侵害

侵害行為	お支払いする保険金の支払限度額	免責金額(自己負担額)
①労働条件の差別的取扱い ②セクシャルハラスメント ③パワーハラスメント ④モラルハラスメント ^(※2) ⑤マタニティハラスメント ⑥ケアハラスメント ⑦カスタマーハラスメント ⑧第三者ハラスメント ^(※3)	1,000万円、2,000万円、 3,000万円からご選択 ※保険期間を通じてお選びいただいた 支払限度額が限度となります。	0円、10万円、 30万円、50万円 からご選択

(※1) ①～⑦の行為については役員、従業員または採用応募者等、⑧の行為については第三者^(※4)をいいます。

(※2) 職場において、優越的な関係の有無を問わず、業務上必要かつ相当な範囲を超えて補償対象者^(※1)に対して行われる、人格権を侵害する言動、または集団で継続して精神的苦痛を与えるような言動により、補償対象者^(※1)の就業環境を害することをいいます。

(※3) 役員または従業員が、業務上必要かつ相当な範囲を超えて第三者^(※4)に対して行う、人格権を侵害する言動、または精神的苦痛を与えるような言動(性的な言動を含みます)。ただし、その役員または従業員が記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上または役員もしくは従業員としての地位に関連して行うものに限ります。

(※4) 個人に限ります。

ハラスメント再発防止費用補償特約条項(雇用関連賠償責任補償特約条項に **自動 セット**)

侵害行為(ハラスメント行為等)の発生により企業が賠償責任を負う場合に、その再発防止策を講ずるために支出した費用をお支払いします。(1事故あたり50万円限度)

例:外部講師によるハラスメント研修の実施費用など

※「労災あんしん保険」は、業務災害総合保険のペットネームです。

※このチラシは、はごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他のこの保険の詳細につきましては、労災あんしん保険パンフレット、重要事項説明書または普通保険約款・特約条項集をご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。また特にご注意いただきたい事項を、重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
 テレフォンサービスセンター

0120-718-268

9:00~18:00(平日)
 9:00~17:00(土日祝)



https://www.nisshinfire.co.jp/contact

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。